

和東町農地賃借料情報の提供について

和東町農業委員会

- 「農地法等の一部を改正する法律」が平成21年12月15日に施行されたことに伴い、標準小作料制度が廃止され、地域における賃借料の目安として、農業委員会が賃借料情報を提供することとなりました。
- 提供する賃借料情報は「平成30年11月から令和元年5月までに農業基盤強化促進法に基づき利用権設定された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）」です。
- 賃借料は、それぞれ農地の耕作条件等により、貸し手・借り手双方による話し合いで決めていただくものです。ここに提供する賃借料情報は、あくまで話し合いの際の目安にもらうためのものであり、賃借料の金額を強制するものではありません。

1 茶畑の部（和東町全域）

（円）

区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
賃借料 (10a 当たり)	20,900	62,600	3,900	107	
(参考)平成30年11月から令和元年5月までの農地の貸し借りは159筆ありました。 全体の内、52筆が使用貸借（無償）の契約でした。					

2 田の部（和東町全域）

（円）

区分	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
賃借料 (10a 当たり)	10,600	16,100	5,000	4	
(参考)平成30年11月から令和元年5月までの農地の貸し借りは5筆ありました。 全体の内、1筆が使用貸借（無償）の契約でした。					

- ※ 1 データ数は、平均額算出に用いた筆数です。
- ※ 2 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- ※ 3 物納は米8,000円/30kg換算で集計しています。
- ※ 4 茶畑については、当事者間の交渉の場で「更地か成園か」「防霜ファンの有無」「乗用式摘採機が使えるか」など各茶畑の条件によって大きく額が変更しますのでご注意ください。
- ※ 5 田については、賃借事例が少ないので参考時には気をつけて下さい。